

平成27年度第3回 徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

日 時：平成28年2月18日（木）
13時30分から15時まで
場 所：徳島県立みなと高等学園 研修室

一 次 第 一

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

- (1) 発達障がい関連施策の状況について
- (2) 発達障がい者総合支援プラン（案）について
- (3) その他

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会委員名簿

区 分	所 属・職 名	氏 名	備 考
医 療 福 祉	徳島赤十字ひのみね総合療育センター顧問	橋 本 俊 顕	
	徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子	欠席
	徳島県精神科病院協会会長	櫻 木 章 司	
大 学	鳴門教育大学大学院教授	大 谷 博 俊	欠席
	徳島大学大学院教授	奥 田 紀 久 子	
	四国大学准教授	前 田 宏 治	
	徳島文理大学教授	島 治 伸	欠席
親 の 会 <small>児童発達支援センター</small>	徳島県自閉症協会副会長	中 山 け い 子	
	ねむのき園長	山 田 節 子	
県民環境部 保健福祉部	中央こども女性相談センター所長	左 倉 昇	
	精神保健福祉センター所長	石 元 康 仁	代理出席
労働部局	徳島労働局職業安定部職業対策課長	岩 崎 公 男	
	徳島障害者職業センター所長	加 藤 有 騎	
	愛育会地域生活総合支援センター所長	堤 美 代 子	欠席
教育委員会	徳島市助任幼稚園長	宮 武 恵 子	欠席
	大松小学校長	長 澤 秀 美	
	徳島中学校長	坂 東 笑 子	
	那賀高等学校長	佐 々 木 尊	
	国府支援学校長	飯 田 ひ と み	
保 育 所	羽ノ浦すみれ保育所長	岩 浅 豊 実	欠席
保健所長会	徳島保健所長	大 木 元 繁	欠席
市 長 会	徳島市保健センター 所長補佐	金 磯 和 美	代理出席
町 村 会	北島町民生児童課長	中 谷 佐 多 子	欠席

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、医療、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 この検討委員会は、発達障がい者への支援のため次の事項について検討等を行う。

- (1) 発達障がい者支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について
- (2) その他

(組織)

第3条 この検討委員会は、会長、副会長及びその他の委員をもって組織する。

2 委員は、徳島県知事が委嘱する

3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議の運営)

第5条 検討会は、必要に応じて会長が招集する。

2 検討会の議長は会長がこれにあたる。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討部会・ワーキンググループ)

第7条 検討委員会の円滑かつ効率的な運営に資するため、また、実質的な検討作業を行うために検討部会(ワーキンググループ)を設けることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課及び発達障がい者総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年3月27日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

平成28年度発達障がい関連施策の状況について
(発達障がい者総合支援センター)

1 とくしま発達障がい者総合支援事業

18,661千円

(目的)

発達障がい者（児）の相談や支援についての総合窓口機関である「発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」と「アイリス」において、福祉・教育・医療・就労の地域の関係機関と連携を図りながら、各種施策を推進する。

(事業内容)

1 相談支援

- ①相談者の利便を図るため、地域に出向き個別の相談や支援者への助言指導を行う「移動相談室」
- ②嘱託医による相談の実施，地元医療機関との協力体制整備
- ③保育所，学校，福祉事業所等関係機関を対象に専門的な助言指導を行う「機関コンサルテーション」など

2 発達支援

- ①発達障がい児支援について，地域で支援の核となり適切な支援を行うことができる人材を育てる「支援専門員養成事業」
- ②保護者の信頼できる相談相手となる人材を育てる「ペアレントメンター養成・活用事業」
- ③早期発見体制支援（市町村健診支援）など

3 就労支援

- ①自己理解促進や就労準備支援により，着実に就労につなげていく「発達障がい者就労移行サポート事業」
- ②成人期の発達障がいの当事者同士が集まり，交流する場を提供する「発達障がい者当事者の会」

4 啓発・研修

- ①世界自閉症啓発デー（毎年4月2日）における普及啓発
- ②住民の理解促進を図るための講演会の開催

とくしま発達障がい者総合支援事業

～ 障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支え合う、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり ～

相談支援

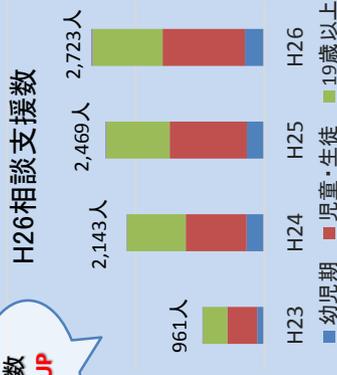
～専門的な助言、指導の提供～

相談数
毎年UP

○相談(来所・移動相談室)

○機関コンサルテーション

○連携診療、医療相談



就労支援

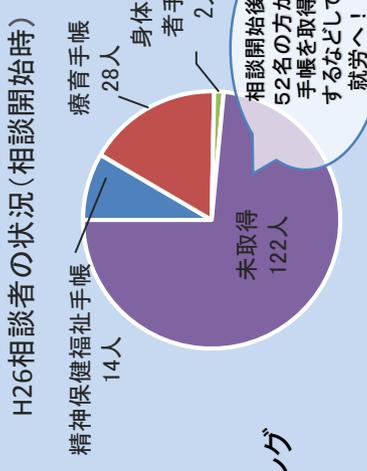
～障がいの特性に応じた
就労をめざしてのサポート～

○個々の特性に応じた、
就労準備支援

○障がいの特性の理解、
感情コントロール法の習得

○就労継続のための
ソーシャルスキルトレーニング

○当事者会の開催



発達支援

～早期発見・支援体制の充実～

○発達障がい児支援専門員養成研修
～地域支援の核となる専門員の養成～

○遊具を使った療育プログラムの実施

○ペアレントメンターの養成、活用

○モデル市町村への健診支援



幼稚園・保育所

小・中学校

高校・大学

自立・社会参加

～ライフステージにそった、切れ目のない支援～

啓発・研修

～発達障がいの理解の促進～

○世界自閉症啓発デーにおける啓発パネル展、
ブルーライトアップ等の実施

○発達障がい啓発講演会の実施

○支援従事者向け研修会の実施

○関係機関とのネットワークづくり



担当：発達障がい者総合支援センター

(目的)

発達障がい者及びその家族が、自立して安心して暮らすことができ、また未来に希望を抱き、社会に貢献できるよう、関係機関との連携を強化し、地域に根ざした支援体制の構築を図る。

(事業内容)**1 社会の理解を広める取組み**

- ①外部講師も活用した「発達凸凹出前講座」を積極的に展開し、企業・団体・事業所への働きかけを強化
- ②「発達障がい者支援センター・全国連絡協議会・徳島大会」において記念講演会・シンポジウムを開催

2 本人の自己理解や家族の知識を深める取組み

- ①発達障がいのある幼児の保護者支援として、児童発達支援センター等との官民協働による「ペアレント・トレーニング」を実施し、そのプログラムを普及
- ②思春期前後の発達障がい児は、専門的な支援を要するため、高等教育機関と連携し、「思春期・自己理解教室」を開催
- ③疲弊しがちな発達障がい者の家族に対するエンカレッジ事業を「家族心理教室」として実施

3 関係機関の支援力を高め連携を強める取組み

- ①就労準備性の向上と職場定着を目指し、「就労スキルアップ推進事業」として、「ジョブトレ・IN県庁」や高等教育機関等との連携事業を推進
- ②現場の悩みを解消するために、医師・言語聴覚士等で構成する「困り感サポートチーム（仮称）」を派遣
- ③相談支援事業所等の「困難ケース対応力」を向上させる研修会を実施
- ④「発達障がい児支援専門員」を活用し、各事業への参画を推進

でこぼこ

新 発達凸凹総合サポート事業

H 24
類いまれな「発達障がい者総合支援ゾーン」形成

現状

- ◆ 発達凸凹相談増加 ↑
- ◆ 「ハナズギ」に加え「アイリス」の開設

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	961	2,134	2,469	2,723

年度	23年度	24年度	25年度	26年度
件数	199	646	988	1,118

課題
発達障がい施策のトップランナーとして福祉・医療・教育・就労の四位一体支援を新たなステージへ！

発達凸凹についての理解を広める

「発達凸凹出前講座」の積極展開
外部講師も活用

- ▶ 企業・団体・事業所への働きかけを強化
- ▶ 「発達障がい者支援センター全国連絡協議会・徳島大会」の開催
記念講演会・シンポジウム等を実施

徳島ならではの
全国に先駆けれた取組を
アピール！

本人の自己理解や家族の理解を深める

児童発達支援センター等との協働

「ペアレントトレーニング」の充実、
「支援プログラム」の提供

教育委員会との連携

「思春期・自己理解教室」の開催

「家族心理教室」の開催

- ▶ センターの専門性を発揮

高等教育機関のノウハウ活用！

関係機関の支援力を高め連携を強める

障害者職業センター等との連携

「就労スキルアップ」の推進

- ▶ 「ジョブトレ・IN県庁」の展開

医師、言語聴覚士等によるアドバイス

「困り感サポートチーム（仮称）」の現場派遣

相談支援事業所等の「困難ケース対応力」の向上

「発達障がい児支援専門員」の活用

- ▶ センターや市町村の事業への参画

先駆的取組として臨場感ある職業訓練！

現場の悩みを解消し早期支援をバックアップ！

地域における総合的な支援力の向上



発達障がい者の自立と社会参加 そして「チャレンジが輝く」徳島づくりへ

発達凸凹とは・・・
脳がつかさどる情報処理能力が、満遍なく発達している人は少なく、多くの人は能力のばらつきを補いながら生活しているが、このばらつきが大きすぎると、勉強、仕事、集団活動あるいは生活自体に支障が生じ、これを発達凸凹という。

◆ 例えば、こんな困り感が・・・ 人の気持ちや分かれにくい／周囲の状況を把握しにくい／環境の変化に対応しにくい／計画性に乏しい／同時に二つのことがうまくできない／あまいまいなことが受容しにくい 等

※ チャレンジ：障がいのある人

担当：発達障がい者総合支援センター

平成28年度発達障がい関連施策の状況について
(教育委員会)

1 特別支援教育推進事業	4,600千円
---------------------	----------------

(目的)

障がいのある子どもが十分に学ぶことができるための「インクルーシブ教育システム」構築のため、発達障がい等を含めた障がいのある幼児児童生徒への支援方法の研究等を行い、特別支援教育を推進する。

(事業内容)**1 高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業**

○海部高等学校において実施。

- ・運営指導委員会を設置し、「自立活動」を取り入れ、生徒の実態に応じた特別な教育課程の編成等について研究
- ・「自立活動担当教員」(非常勤講師・特別支援教育指導補助員)の配置
- ・得意分野や社会性を伸ばす重点的指導
- ・教職員研修会等による教職員の特別支援教育に関する理解啓発
- ・成果報告会等の実施

2 特別支援教育の体制整備推進事業	2,400千円
--------------------------	----------------

(目的)

発達障がいを含むすべての障がいのある幼児児童生徒に対する特別支援教育を推進するために、各学校における体制整備に係る研修や相談の支援、県や市町村における相談支援体制整備等、本県の特別支援教育に係る体制整備を総合的に推進することを目的とする。

(事業内容)**1 教職員の専門性の向上に向けた各種研修会の開催**

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 管理職 | (5) 特別支援教育巡回相談員 |
| (2) 特別支援教育コーディネーター | (6) 一般教員対象 |
| (3) 特別支援学級担任 | |
| (4) 通級指導教室担当 | |

2 各種相談会の実施

- (1) 総合教育センター指導主事における相談
- (2) 特別支援教育巡回相談員による相談
- (3) 医師等の専門家による相談
- (4) 特別支援教育専門家チームによる相談

3 市町村における支援体制への支援

市町村の相談支援体制や地域特別支援連携協議会連絡会にかかる支援

4 県民への啓発

県民を対象とした講演会等の実施

3 とくしま特別支援トータルネットワーク事業

4,250千円

(目的)

発達障がい等のある幼児児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、特別支援学校を核とした全県ネットワークを構築するとともに、就労支援や特別支援学校在籍幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に対応するために教員の専門性の向上を図るなど、個々の発達に即した特別支援教育の充実を図る。

(事業内容)

1 発達障がい等の幼児児童生徒に対する指導・相談支援体制の整備

- (1) 徳島県発達障がい教育研究会の開催
 - ・高等学校における校内支援体制の充実
 - ・特別支援学校のセンター的機能の向上
- (2) 特別支援学校教員による巡回相談等の実施
- (3) 医療的ケア研修会の実施
- (4) 専門家等による地域の小・中学校等への教育相談の実施
- (5) 医療的ケア及び給食等の指導検討委員会の開催

2 各特別支援学校における活動

- (1) 特別支援学校における専門研修の実施
- (2) 特別支援学校と地域との交流の実施
- (3) ボランティアの派遣の実施
- (4) 多様な学びに関する支援（弱視や難聴のある児童生徒等への点字指導や要約筆記等の支援）

4 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

1,722千円

(目的)

公立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を配置することにより、対象生徒の学校生活の充実や学業不適應状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すことを目的とする。

(事業内容)

- 1 事業実施校 県内公立高等学校2校で実施
- 2 配置人数 1校につき1名
- 3 事業内容

- (1) 支援対象生徒への個別的な支援
配置校が作成した「個別の指導計画」等に基づき、支援対象生徒に対し、担任の指示を受けながら授業での支援を行う。
- (2) 支援対象生徒への支援に関わる会議等への出席
対象生徒の支援に関する会議等に参加し、関係者との連携を図るとともに、研修により専門性の向上を図る。

(目的)

各特別支援学校において、障がいのある高等部生徒の事業所等への就労を促進するため、「作業技能検定」を開発・実施するなど、各特別支援学校において、労働・福祉・事業所等と連携した就労支援を強化する。

(事業内容)**1 すだちサポート会議の開催**

事業所、福祉施設、大学、学校等の担当者を委員とした、すだちサポート会議を開催して、事業を推進する。

- ・事業所等との連携の強化
- ・専門家からのアドバイス
- ・作業技能検定の開発・実施
- ・ノウハウを全県的な取り組みに拡大

2 「とくしま特別支援学校技能検定」の開発・実施

産業構造の変化に伴う雇用者側のニーズに対応した職業スキルを獲得するとともに、就労への意欲や自信を高めることにより、就職率の向上を図る。

技能検定分野：ビルメンテナンス、接客、介護、ICT、流通（仮）

3 就労支援のための学校における指導の充実

作業学習等の学習環境整備等

(目的)

共生社会の実現のために、発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを核とし、「とくしま支援モデル」の開発など徳島ならではの特別支援教育の充実を図る。また、「連携」による効果的な就労支援モデルの取組として、企業、関係機関で構成する「はたらく」応援団結成など企業、教育、労働が連携した就労支援体制を構築する。

(事業内容)**1 徳島オリジナル！子どもの特性に合わせた教材開発**

- ・発達障がいのある児童生徒が自分で学習を進める自律型教材の開発
- ・インクルーシブ教育を推進するための学級で取り組む実践研究と教員研修（教員用eラーニング）の実施

2 全国をリードする徳島モデルをパッケージ化～アドバイザーチームとの協働研究～

- ・アドバイザーを活用した効果的な学校コンサルテーションを推進
- ・データに基づく改善と成果を全国発信

3 企業との協働プロジェクトを始動！「連携」による効果的な就労支援モデル

- ・技能検定の全校実施
- ・徳島ビルメンテナンス協会との協力協定
- ・大学や専門学校等への進学を目指す生徒への支援
- ・特別支援学校理解・啓発セミナー
- ・「特別支援学校ゆめチャレンジフェア」の全県展開
- ・企業、関係者で構成「はたらく」応援団の結成

(目 的)

特別支援教育の理解を深め、西部地域における地域住民参加による生徒への授業支援を推進し、県西部における特別支援教育の充実を図り、アイリスと連携した特別支援教育の新たな「西部モデル」を展開する。

(事業内容)**1 H28.4 池田支援学校美馬分校新校舎オープン**

- ・障がい配慮した教育環境や就労に向けた教育環境の充実
オープンカフェ、ビルメンテナンス室、宿泊室等
- ・地域住民との協力による授業支援・地域貢献

2 アイリスとの連携による「西部モデル」を展開

- ・アイリスと連携した早期発見、早期支援
- ・技能検定の新種目の開発：企業と連携し、新種目「流通（仮）」を展開
- ・西部テクノスクールと連携した作業学習の実施

～発達障がい教育のトップランナーとして全国発信～

【新】 徳島発！ 発達障がい等「とくしま支援モデル」 充実事業

【平成28年度当初予算額 15,000千円】

多様な学びの場の充実

徳島オリジナル！

子どもの特性に合わせた教材開発

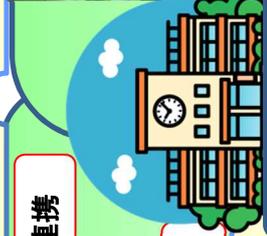
- ・発達障がいのある児童生徒が自分で学習を進める「自律型教材」の開発
- ・インクルーシブ教育を推進するための学級で取り組む実践研究と教員研修（教員用e-ラーニング）の実施

特別支援学級のみならず、通常の学級においても支援を充実！

全国をリードする徳島モデルをパッケージ化！ 【アドバイザーチームとの協働研究】

- ・アドバイザーチームを活用した効果的な「学校コンサルテーション徳島スタイル」を推進
- ・データに基づき改善した実践研究を蓄積し、総合教育センターHPで全国発信

大学連携



特別支援学校



- ・特別支援学校ゆめチャレンジフェアの全県展開
- ・企業、関係機関で構成「はたらく応援団」結成
- ・全国情緒障害教育研究協議会(H28.8開催)みなと高等学園

「障害者雇用を支える徳島企業ネットワーク」約50事業所と連携



技能検定の全校実施

- ・徳島ビルメンテナンス協会との協力協定
- ・大学や専門学校等への進学を目指す生徒への支援
- ・総合教育センター「特別支援学校理解・啓発セミナー」

技能検定受検者数
H25 226名
H26 353名
受検者数 1.6倍

就労への支援

企業との協働プロジェクトを始動！ 「連携」による効果的な就労支援モデル

特別支援「西部モデル」 構築事業 ～県西中央部における特別支援教育の充実～

【平成28年度当初予算額 2,550千円】

発達障がい者総合支援センター



H28.4 池田支援美馬分校 新校舎オープン

- ・障がいに配慮した教育環境の充実
- ・地域住民との協力による授業支援・地域貢献



オープンカフェ



ビルメンテナンス室



宿泊室

アイリスとの連携による「西部モデル」を展開

- ・アイリスと連携した早期発見、早期支援
- ・技能検定の新種目の開発
- ・西部テクノスクールと連携した作業学習の実施

企業と連携し、新種目「流通」を展開

共生社会の実現 H28.4 障害者差別解消法、障がいのある人も暮らしやすい徳島づくり条例施行

担当：特別支援教育課

【資料2】

**徳島県発達障がい者総合支援プラン
(案)**

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会

目 次

第1章 基本方針の概要

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの期間	2
3	プランの基本理念	2
4	プランの基本方針	2
5	発達障がいとは	3
6	施策体系図	4
7	ライフステージ関係図	5

第2章 基本方針に基づいた具体的な取組み

I	地域における支援環境の充実	6
1	身近な地域での相談支援体制の強化	6
2	社会の正しい理解の促進	7
II	ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実	8
1	乳幼児期における支援の充実	8
①	乳幼児健康診査における早期の発見と支援	8
②	保育所・幼稚園等における早期の発見と支援	8
2	就学期における支援の充実	10
①	就学期における発見と支援	10
②	就学期における支援体制の整備	11
③	成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ	13
3	成人期における支援の充実	14
①	高等教育機関における支援	14
②	就労と定着に向けた支援	15
③	社会参加に向けた支援	16

第 1 章 基本方針の概要

1 プラン策定の趣旨

発達障がい者（児）支援については、平成 17 年 4 月に施行された「発達障害者支援法」に基づき、発達障がい者の自立と社会参加を目的として、乳児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援の推進が図られてきたところです。

また、平成 26 年 7 月にとりまとめられた国の「障害児支援の在り方に関する検討会」の報告では、地域の実情に応じて発達障害者支援センター、児童発達支援センター、児童発達支援事業所等が役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要があるとされています。

本県においては、平成 24 年 4 月に、発達障がい者を支援する福祉・教育・医療の専門施設を結集した「発達障がい者総合支援ゾーン」の基幹施設として「徳島県発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」を設置したのに加え、平成 27 年 5 月には、県西部に新たな拠点として「徳島県発達障がい者総合支援センター アイリス」を開設し、地域の機関と密接に連携し、2 つの支援拠点において全県的な総合支援を進めています。

こうした状況の中、昨年度に実施した「発達障がい者（児）支援に関する実態調査」の結果を踏まえ、医療、福祉、教育及び就労の各関係機関が連携を図り、発達障がい者及びその家族への支援をより一層、総合的、計画的に進めていくために「徳島県発達障がい者総合支援プラン」を策定することとしました。

2 プランの期間

このプランは、平成 27 年度から平成 30 年度までの期間における取組みをまとめています。

3 プランの基本理念

障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支えあう、安心と未来への希望に満ちた徳島づくり

4 プランの基本方針

- ①社会の理解を広める
 - ②本人の自己理解や家族の知識を深める
 - ③関係機関の支援力を高め連携を強める
- この三つの視点を持って、次の取組みを進めます。

I 地域における支援環境の充実

○発達障がい者（児）とその家族にとって、身近な地域で相談ができ、必要な支援が受けられることが基本であるため、県・市町村・民間事業所等の役割分担と連携のもと、地域において相談支援の核となる人材の育成、支援スタッフの専門性の向上などを含め、相談支援体制の充実を図ります。

○発達障がい者（児）に対する適切な支援を行うには、発達障がいについての正しい理解が不可欠であるため、関係機関が協力・連携して、地域社会に正しい理解が広がるよう、積極的に取り組みます。

II ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

○「乳幼児期」「就学期」「成人期」それぞれのステージに応じた支援施策の充実を図るとともに、進学時などに支援の切れ目が生じないように、関係機関の引継ぎを強化します。

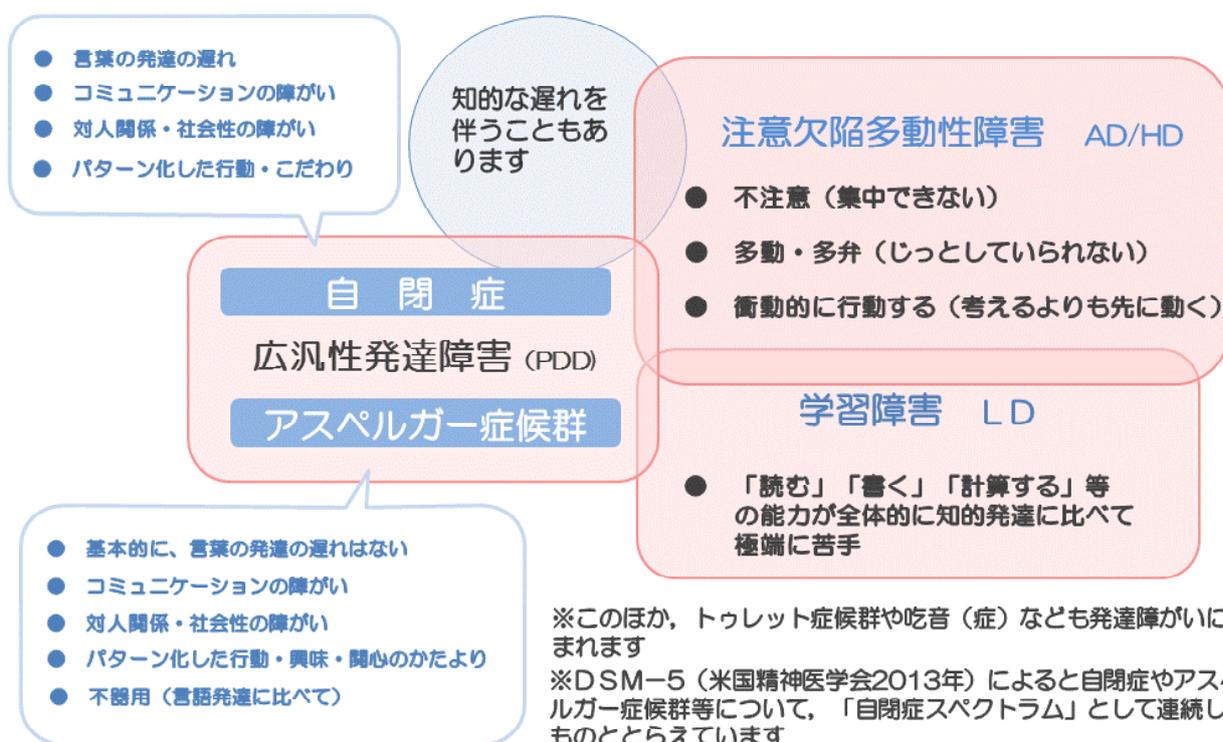
○「乳幼児期」に関しては、早期発見・早期支援に向けて、健康診査の充実、支援専門員の養成、支援スタッフのスキルアップ、ペアレントトレーニングをはじめとする保護者支援の強化などに取り組みます。

○「就学期」に関しては、個性がひらく特別支援教育を目指して、教員の専門性向上のための研修や相談支援体制の整備、発達障がい教育・自立促進アドバイザーチームを活用した学校支援や、徳島県発達障がい教育研究会の開催など、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に取り組みます。

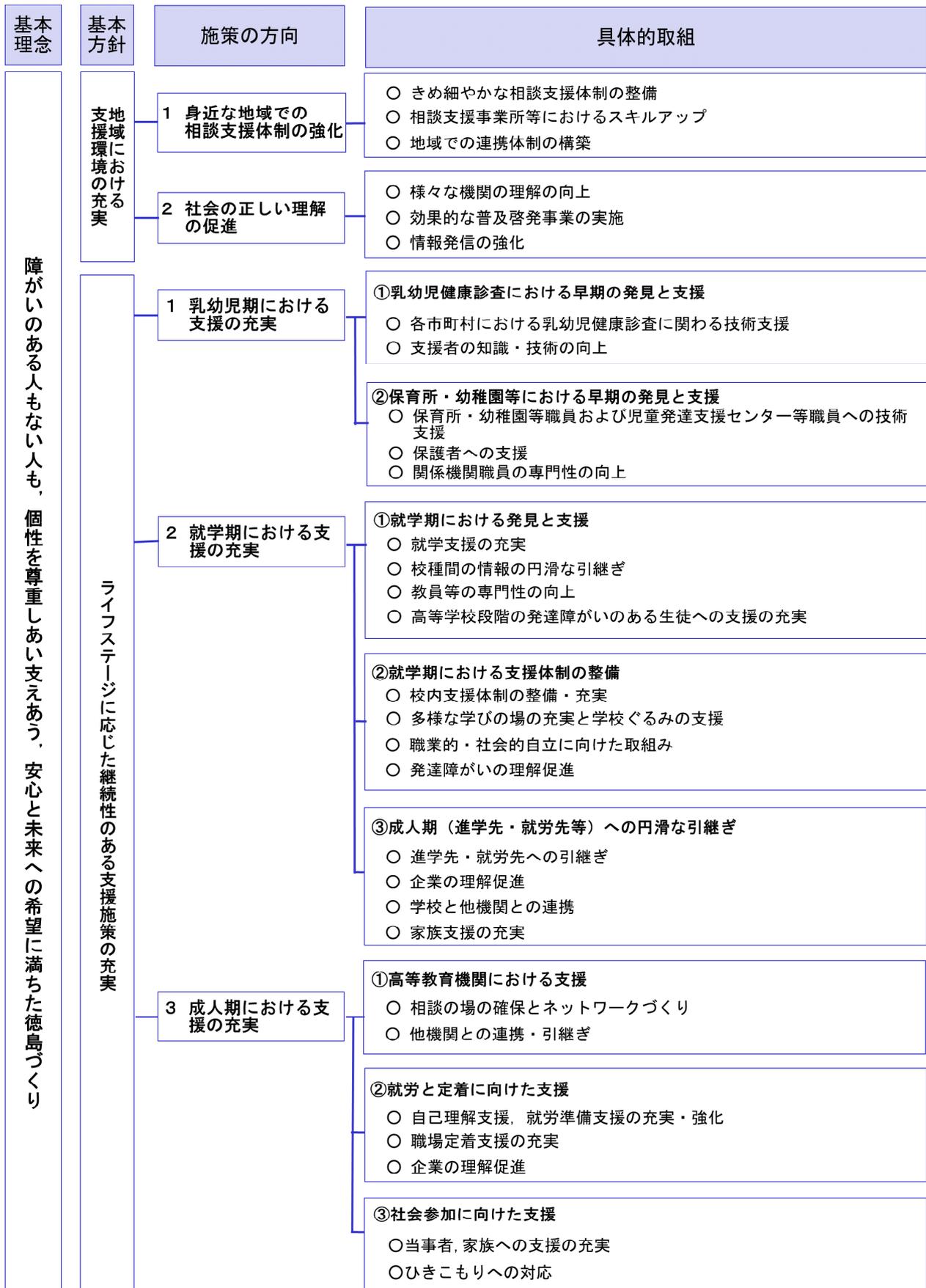
○「成人期」に関しては、就労・定着や社会参加に向けて、高等教育機関や労働関係機関とのネットワークづくり、**就労準備支援**の充実、自己理解の促進、家族支援の充実などに取り組みます。また、壮年期や高齢期における適切な支援に向け、関係機関の連携強化を図ります。

5 発達障がいとは

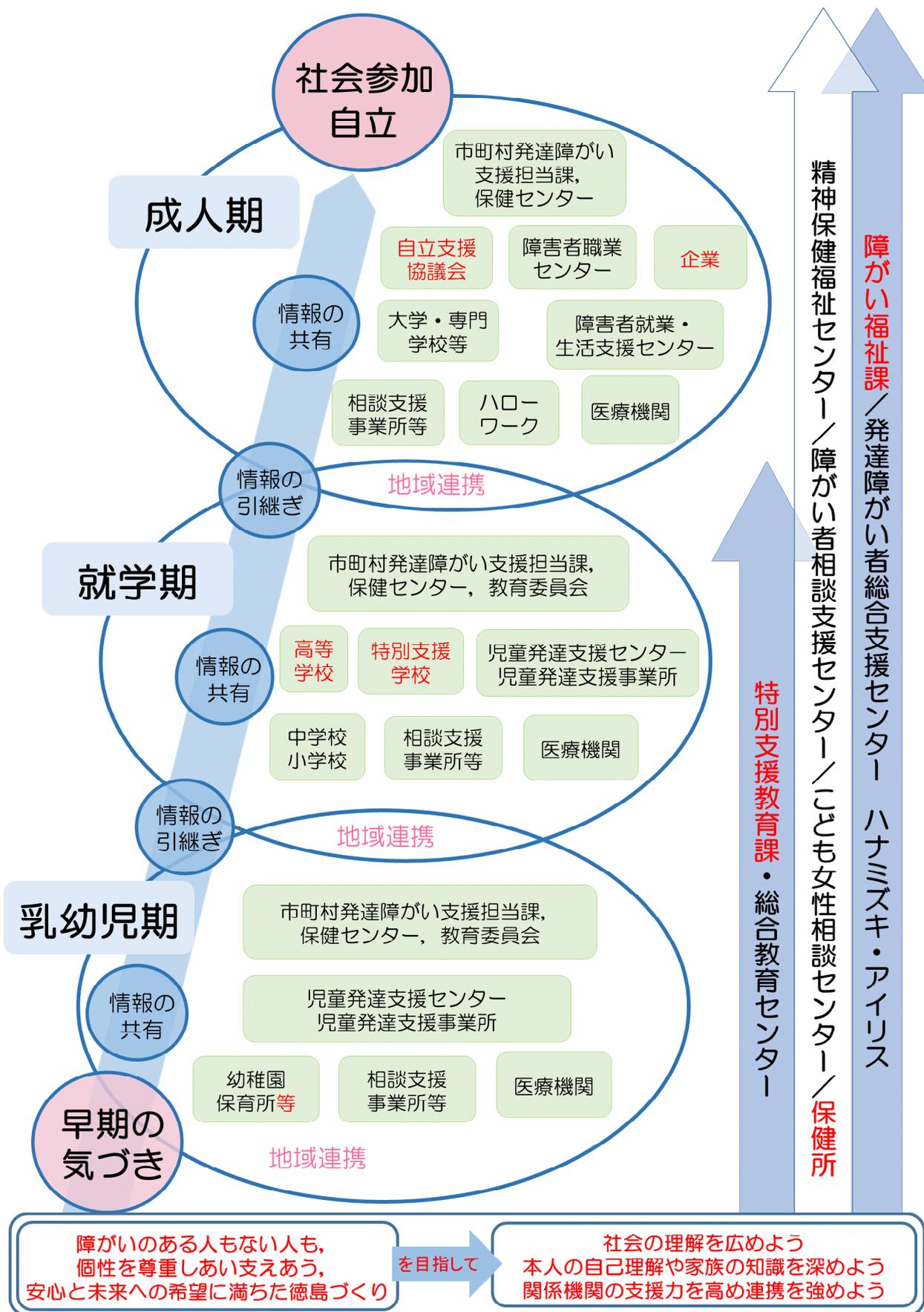
自閉症やアスペルガー症候群など、通常、小さい頃から症状が現れる脳機能の障がいです。コミュニケーション障がいや、パターン化した行動、衝動的な行動が見られますが、どんな能力に障がいがあるか、どの程度なのかは人によってさまざまです。



6 施策体系図



7 ライフステージ関係図



第2章 基本方針に基づいた具体的な取組み

I 地域における支援環境の充実

1 身近な地域での相談支援体制の強化

現状と課題

- ・発達障がい者にとって、より身近な地域で相談できることが基本であるため、各市町村において支援体制を整備することが必要です。
- ・適切な支援を行うため、支援者（保健師、保育士、教員、サービス提供者、相談支援従事者等）の資質向上を図ることが必要です。
- ・精神障がいをはじめとする二次障がい、ネグレクトを含む虐待、メディア依存、生活困窮など、複雑なケースに対して的確な支援が行えるよう、県、市町村、教育委員会・学校、医療機関、福祉サービス事業所関係者等が連携を図りながら、情報を共有し、役割分担とネットワーク形成を図るなど、支援体制を充実させる必要があります。特に、支援を必要とする方が、どの支援機関にも繋がっていない状態にならないよう、「繋ぐ意識」を持つことが重要です。

施策の方向・具体的取組み

概 要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○きめ細やかな相談支援体制の整備 ・移動相談室や機関コンサルテーション（※1）、医療相談等を通じた支援体制の充実 ・市町村における発達障がいの相談窓口の明確化		→ ・周知、活用促進 ・平成30年度までに全市町村での実施の働きかけ	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
○相談支援事業所等におけるスキルアップ ・相談支援事業所等職員に対する研修会の実施 ・個別ケース会議や機関コンサルテーションの活用		→ ・困難ケース対応力向上に向けた研修の実施	
○地域での連携体制の構築 ・自立支援協議会や圏域の連絡調整会議等での連携強化 ・地域の医療機関との連携		→ ・地域連携をコーディネートする人材の育成についての調査検討・実施 → ・各種部会の活用等を通じた情報共有と成功モデルの普及 ・事例検討を中心とした支援従事者研修の充実 → ・かかりつけ医等対応力向上研修の検討・実施 → ・連携診療の充実 ・医療関係者とのケース会議等の実施	

※1 機関コンサルテーション：関係機関の職員に対して、発達障がいについての知識や発達障がい者（児）やその家族への適切な支援方法に関して説明・助言を行うこと

2 社会の正しい理解の促進

現状と課題

- ・発達障がい児の発達には、最も身近な支援者である保護者や関係者の関わり方が重要であるため、保護者及び関係者の理解向上が不可欠です。
- ・発達障がいに対する誤解を取り除き、理解と支援があれば、その人らしく生活していけることを広く地域へ発信していき、地域住民と当事者が交流できる場の確保なども含め、暮らしやすい環境づくりが必要です。
- ・発達障がいについては、早期発見、早期支援が重要ですが、障がいに気づいた時からの支援でも決して遅くないことについても、普及していく必要があります。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○様々な機関の理解の向上 ・「発達凸凹 (※2) 出前講座」の展開		→	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
	・有識者を活用した出前講座の実施		
○効果的な普及啓発事業の実施 ・関係機関との連携による一般住民に対する啓発		→	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
	・発達障がい者講演会の実施 ・世界自閉症啓発デーにおける啓発活動の実施 ・ブルーライトアップや、市町村等イベントにおけるパネル展示の実施		
○情報発信の強化 ・発達障がいに関する情報の集約と継続的な発信		→	発達障がい者総合支援センター・市町村・関係機関
	・ホームページでの情報整理 ・内容充実 ・分かりやすいパンフレットの作成・活用 →	→	
・合理的配慮 (※3) に関する理解促進		→	障がい福祉課
	・障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の制定及び周知		

※2 発達凸凹：脳がつかさどる情報処理能力が、満遍なく発達している人は少なく、多くの人は能力のばらつきを補いながら生活しており、このばらつきが発達凸凹で、ばらつきが大きすぎると、勉強、仕事、集団活動あるいは生活自体に支障が生じる

※3 合理的配慮：障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁（障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの）を取り除くために行う、必要で合理的な配慮のこと

Ⅱ ライフステージに応じた継続性のある支援施策の充実

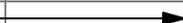
1 乳幼児期における支援の充実

①乳幼児健康診査における早期の発見と支援

現状と課題

- ・乳幼児期の早い段階は、他者との関係を築くために重要な機能のひとつである社会性発達の力が著しく伸びる時期であり、乳幼児健康診査は、保護者が子どもの発達の状態を知る機会となります。乳幼児健康診査に関わる支援者においては、職種やキャリアによって子どもの発達を見る視点が異なり、社会性発達についてもそれぞれの専門性から捉えています。乳幼児健康診査に関わる支援者の社会性発達に関する理解を深めるとともに、それぞれの専門性を生かしつつ異なる視点を共有し、一定の判断基準を設けることで、早期発見につなげることが求められます。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○各市町村における乳幼児健康診査に関わる技術支援 ・乳幼児健康診査に関わる支援者への社会性発達の情報提供 ・乳幼児健康診査に関わる支援者が携わった困難事例についての技術支援 ・乳幼児健康診査への社会性発達に関するアセスメントツール（※4）等の導入	・発達障がい児早期発見支援体制事業の実施 ・平成30年度までに全市町村での導入を支援		発達障がい者総合支援センター
○支援者の知識・技術の向上 ・支援者向け研修会の充実	・発達障がい早期支援研修会の開催 ・関係機関での出前講座の実施		

②保育所・幼稚園等における早期の発見と支援

現状と課題

- ・発達の凸凹が目立つ子どもは、家庭生活よりも集団生活の中で不適応となり、本人も周囲も困惑してしまうことが多く、そのときの適切な支援は、その場に合った対応を経験させ、成長を促すことにつながります。本人のみならず、集団に属するすべての子どもの発達を支える環境を整えるためにも、子どもが集団生活を経験する場である保育所・幼稚園等の職員が発達障がいの特性を踏まえた支援の視点をもつことが望まれます。

※4 アセスメントツール：発達障がいを早期発見し、また、その後の経過を評価するための確認用質問紙などで、M-CHAT、PARS などがある

- ・早期発見後、適切な支援を受けるためには、保護者の理解と協力が必要不可欠です。保護者が子どもの状態を把握し、支援を積極的かつ効果的に活用できるように、保護者への気づきの支援の充実を図ることが必要です。
- ・子どもの特徴を保護者に適切に伝えることで早期発見・早期支援につながりやすくなりますが、保育所・幼稚園等の職員が保護者へ、子どもの発達特性を伝えることに不安を感じやすい現状があります。気づきの支援の一端を担う保育所・幼稚園等職員が、子どもの発達に関する身近な相談窓口を把握し、保護者の気づきを促す伝え方を身につけることが必要となっています。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<ul style="list-style-type: none"> ○保育所・幼稚園等職員および児童発達支援センター等職員への技術支援 ・機関コンサルテーションおよび個別ケース会議の充実 ・保育所・幼稚園等の連絡会議や研修における情報提供の充実 		 <ul style="list-style-type: none"> ・医師・言語聴覚士・臨床心理士等で構成する「困り感サポートチーム（仮称）」の子育て現場への派遣 	発達障がい者総合支援センター
<ul style="list-style-type: none"> ○保護者への支援 ・相談支援体制の充実 ・ペアレントトレーニング（※5）の充実 ・保護者に向けた子どもの発達や関わり方に関する情報提供 ・各地域で行っている保護者支援のサポート ・ペアレント・メンター（※6）の養成・活用 		 <ul style="list-style-type: none"> ・移動相談室の開催 ・児童発達支援センターと連携したペアレントトレーニングの実施 ・幼児期療育支援事業の実施 ・市町村の子育て教室等での出前講座の実施 ・保護者支援のできるペアレントメンターの養成・グループ相談会の実施 	
<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関職員の専門性の向上 ・実施機関、対象者、ニーズに応じた研修会の実施 ・地域において相談支援の核となる「発達障がい児支援専門員」の養成 		 <ul style="list-style-type: none"> ・研修体系・内容の充実の働きかけ ・平成30年度までに60名の支援専門員の育成・活用 	

※5 ペアレントトレーニング：発達障がい者の保護者が、子どもの行動を理解したり、発達障がいの特性を踏まえた褒め方や注意の仕方を学ぶための支援

※6 ペアレント・メンター：発達障がいの子どもの持つ親等であって、その子育て経験を活かし、発達障がい児の育て方について体験談や助言を行う方

2 就学期における支援の充実

①就学期における発見と支援

現状と課題

- ・発達障がいを早期に発見し、適切な時期に必要な支援を行うために、就学に関しても、各学校への入学時だけでなく、在学途中で就学の見直しを行う場合もあり、各市町村並びに県教育支援委員会の支援機能を強化することが必要です。
- ・保育所や幼稚園から小学校及び特別支援学校小学部、小学校から中学校及び特別支援学校中学部への引継ぎは進んでいますが、中学校から高等学校への情報の引継ぎは十分とは言えません。
- ・インクルーシブ教育システム（※7）構築のためには、特別支援学校の教員はもちろんのこと、全ての園・学校の教員等の専門性の向上が求められます。県では、特別支援学級や通級指導教室担当者研修等、支援の必要な生徒に直接関わる教員等の専門性向上を目指した研修を行うとともに、通常の学級での支援に役立つ研修も行っていますが、発達障がいに関しては、日々支援方法等の研究も進歩していることから、よりステップアップした研修の充実が求められています。
- ・高等学校での発達障がいのある子どもの支援の充実のためには、発達障がいに関する知識と支援方法等について、高等学校の教員の学ぶ場の確保が望まれます。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○就学支援の充実 ・教育支援委員会の支援機能の強化 市町村教育支援委員会調査員養成講座等の実施 ・相談支援ファイル（※8）等の活用推進	・市町村教育支援委員会調査員養成講座 ・相談支援ファイル等の作成・活用推進		特別支援教育課・総合教育センター
○校種間の情報の円滑な引継ぎ ・「個別の教育支援計画」（※9）の作成及び活用の推進 ・各園・校種間での引継ぎの推進 ・教育・医療・福祉・労働が連携した「地域特別支援連携協議会」の実施	・「個別の教育支援計画」の作成・活用推進 ・「個別の教育支援計画」等資料の引継ぎ推進 ・地域特別支援連携協議会の実施		特別支援教育課・総合教育センター

※7 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化，障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

※8 相談支援ファイル：保護者自身が子どものプロフィールや医療，福祉，教育，労働等からの支援の状況等を記録し，必要に応じて関係機関に提示することによって，共通理解を深め，成長過程に応じた一貫した支援が受けられるように作成するファイル

※9 個別の教育支援計画：医療，福祉，保健，労働等の関係機関との連携を図りつつ，乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って，一貫して的確な教育的支援を行うために障がいのある子ども一人一人について支援の内容等を示した計画

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○教員等の専門性の向上 ・特別支援教育に関する研修の実施 ・e-ラーニング研修システムの開発・実施 ・特別支援学校教諭免許状の保有率の向上促進 ・放課後児童クラブに従事する者（放課後児童支援員等）への研修の実施	・研修実施 ・開発 → 実施 ・免許状保有率の向上促進 ・放課後児童支援員認定資格研修の開始 ・放課後児童支援員等の資質向上のための研修実施		特別支援教育課・総合教育センター 次世代育成・青少年課 子ども・子育て支援室
○高等学校段階の発達障がいのある生徒への支援の充実 ・高等学校教員の学ぶ場の確保	・徳島県発達障がい教育研究会への参加の促進		特別支援教育課・総合教育センター

②就学期における支援体制の整備

現状と課題

- ・校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーター（※10）の指名はすべての園や学校で実施され、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」（※11）の作成も進んでいましたが、さらに実際の教育場面で十分に活用されることが求められており、今後は「障害者差別解消法」等の施行を踏まえて、合理的配慮の視点に立った支援体制の整備が必要です。
- ・障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築に向けて、多様な学びの場を充実させることが必要です。特に発達障がいのある子どもの特性に応じた学びの支援を行うためには、特別支援学校がこれまで以上にセンター的機能を発揮し、各園・学校ぐるみの支援を行う必要があります。
- ・学校卒業後の職業的・社会的自立を促進するための、キャリア教育の充実と、就労に向けたより具体的で丁寧な支援が求められています。
- ・子どもの支援の充実のためには、家庭との連携が必要不可欠であり、家族支援等、本人を取り巻く環境を整備していくことが必要です。また、子どもの放課後や休日等における学校以外での居場所づくり等のため、放課後等デイサービス等、在学中からの福祉サービスの活用も進みつつあります。今後は、不登校や引きこもり等の二次障がいの予防のためにも、教員だけでなく保護者や県民に対する理解啓発、本人の自己理解や周囲の子どもの発達障がいへの理解を深めていくような取組みが必要です。

※10 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡・調整を行い、保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者

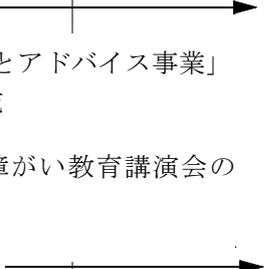
※11 個別の指導計画：子ども一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、支援の必要な子どもの個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に子ども一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○校内支援体制の整備・充実 ・校内委員会や特別支援教育コーディネーターの活用促進 ・合理的配慮の視点に立った支援体制の整備 ・「個別の教育支援計画」の作成及び活用の促進 ・特別支援教育支援員の活用 幼稚園・小学校・中学校及び高等学校での活用促進	・活用促進 ・整備 ・作成・活用促進 ・活用促進		特別支援教育課・総合教育センター
○多様な学びの場の充実と学校ぐるみの支援 ・「発達障がい教育・自立促進アドバイザー」(※12)と連携した実践研究の推進 ・特別支援学校のセンター的機能の充実 巡回相談及びみなと高等学園を核としたネットワークを利用した高等学校の相談の充実	・アドバイザーの派遣 ・設置→実施 ・Web相談等活用促進		特別支援教育課・総合教育センター
○職業的・社会的自立に向けた取組み ・高等学校において「自立活動」の内容を取り入れた活動の実践を推進 ・特別支援学校において、事業所等で適性に応じた就業体験の実施 ・ジョブサポーター(※13)の配置による就労支援の強化 ・特別支援学校版技能検定の開発と実施 ・関係機関と連携した就労支援	・推進→実施 ・就業体験協力事業所の拡大 ・生徒の就職支援の強化 ・新種目の開発→実施 ・技能検定受検者の拡大 ・「ゆめチャレンジフェア」の実施		特別支援教育課・総合教育センター 特別支援教育課・労働雇用課等関係機関

※12 発達障がい教育・自立促進アドバイザー：発達障がいなど特別支援教育の充実を図るため設置した、県外の大学教授等若手研究者で構成する専門家チームのメンバー

※13 ジョブサポーター：企業等の障がい者雇用についての理解や知識があり、特別支援学校において、生徒の就業先及び就業体験協力事業所の開拓、情報収集等就職に関するサポートを行う者。徳島県立学校就職支援員の通称

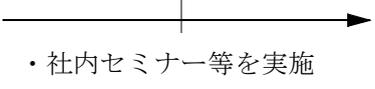
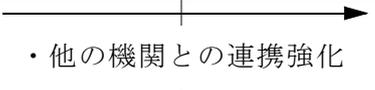
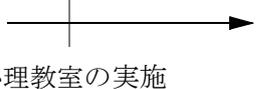
概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○発達障がいへの理解促進 ・保護者への発達障がいへの理解促進 ・地域への発達障がいへの理解促進 ・本人の理解促進	・「ほっとアドバイス事業」の実施 ・発達障がい教育講演会の開催 ・高等教育機関と連携した「思春期・自己理解教室」の開催		特別支援教育課・総合教育センター・発達障がい者総合支援センター 発達障がい者総合支援センター

③成人期（進学先・就労先等）への円滑な引継ぎ

現状と課題

- ・将来の職業生活・社会生活の安定のためには、進学先や就労先で個々の生徒がそれぞれの特性等を十分理解されることが大切であり、そのためには引継ぎが十分に行われることが必要不可欠です。
- ・発達障がいのある生徒の職業的・社会的自立のためには、事業所の発達障がいに対する理解が深まることが大切です。
- ・職業生活・社会生活の安定のためには、生活の場の保障と、家庭の安定が必要不可欠であり、福祉と連携した家族支援が求められています。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○進学先・就労先への引継ぎ ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と引継ぎ推進		・引継ぎの推進	特別支援教育課
○企業の理解促進 ・発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施		・社内セミナー等を実施	総合教育センター・労働局等関係機関
○学校と他機関との連携 ・地域連携協議会の活用 ・福祉及び就労先（若者サポートステーション、ハローワーク等）への情報引継ぎ		・他の機関との連携強化	特別支援教育課・発達障がい者総合支援センター・市町村等関係機関
○家族支援の充実 ・家族のこころの安定のための場づくり		・家族心理教室の実施	発達障がい者総合支援センター

3 成人期における支援の充実

①高等教育機関における支援

現状と課題

- ・高等教育機関においても、発達障がいのある学生が存在しているため、高等教育機関の教職員や関係者に対する発達障がいに関する知識や理解、支援についての啓発や研修の場が必要です。
- ・発達障がいのある学生がより円滑な学生生活を送るためには、学内で相談できる人や場所など、サポート体制があることが望ましく、教職員や関係者による学部をこえたネットワーク支援も重要です。
- ・発達障がいについての正しい知識や情報を得ることは、その後の社会生活の選択肢を広げることになりますが、専門機関や医療機関への相談はハードルが高いと感じる人も多いため、最初から“障がい”という捉え方ではなく、より身近で気軽に相談できる場の確保が求められています。
- ・インターンシップやアルバイトなど実際の就労場面を体験することは、就労に対する意識や意欲を高めますが、職業生活を送るために必要な力を身につけるには、関係機関と連携した就労準備支援が不可欠です。
- ・発達障がい者総合支援センターの相談状況から、卒業後すぐに就職できない場合、自己肯定感や就労意欲の低下、基本的な生活習慣の乱れなどからひきこもりになる可能性が高いことがうかがえます。ひきこもり予防のためにも卒業前から関係機関等と連携し、支援に繋げていくことが重要です。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○相談の場の確保とネットワークづくり ・高等教育機関と連携した、学内相談場所の確保及び移動相談室の開催 ・本人・保護者向け啓発研修の実施 ・高等教育機関教職員・関係者向け啓発研修の実施 ・定期的なネットワーク会議の実施 ・機関コンサルテーションの活用 ・中学、高校からの円滑な情報引継ぎ	・協議 →	実施 →	発達障がい者総合支援センター・関係機関
○他機関との連携・引継ぎ ・関係機関における、中途退学者や就労に結びついていない学生に関する情報の共有 ・就労支援機関(若者サポートステーション、ハローワーク等)への情報提供及び連携・引継ぎ	・協議 →	実施 →	

②就労と定着に向けた支援

現状と課題

- ・就労する上で基本となる自己の特性把握や対人関係のスキル獲得は、できるだけ早期から取り組むことが重要です。しかし本人・保護者に障がいの認識がなく、また抵抗を感じる場合も多く、気づきや障がい受容の難しさが大きな課題となっています。
- ・障がいの診断や手帳の取得方法、障がい者雇用等の制度やサービスについての情報も十分周知できているとは言いがたく、本人の意思決定を支援するためにも、正確な情報提供を行うことが必要不可欠です。
- ・就労場面での失敗体験を重ねている場合、職業適性だけを考えても不十分です。まずは、自己の特性把握や自尊心の回復、就労意欲やモチベーションを高めるための準備支援が必要であるため、関係機関と連携した**就労準備**の場の確保が求められています。
- ・就職後に適応できず、二次障がいを引き起こすことも少なくありません。職場に定着できず離転職をくり返している場合も多く、安定した社会生活を送るためには継続した支援が重要です。そのためには、就労場面における支援だけでなく、生活面や家庭に対する支援も欠かすことができません。
- ・企業においては、少しずつ障がい理解が進んできているところですが、まだまだ不十分な状況です。特に中小企業においては、障がい者雇用の事例が少ない状況にあるため、先進的な取組を行っている企業の紹介や研修を通じて、発達障がいの理解と雇用の促進を図ることが必要です。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○自己理解支援，就労準備支援の充実・強化 ・自己理解のための面接，グループ活動の実施 ・基本的な生活習慣の確立，社会的スキルの習得等に向けた作業体験等の機会の提供 ・就労イメージをつかみ適職を見つけるための職場体験， 就労準備 の実施	・自己理解グループの開催 ・みなと高等学園及び西部テクノスクールにおける作業体験の実施 ・「 ジョブトレ・In 県庁 」をはじめ多様な職場体験機会の提供	・障害者職業センターにおける 就労準備支援 の実施 ・就労支援事業所と連携した実習体験の活用	発達障がい者総合支援センター・関係機関

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
○職場定着支援の充実 ・相談支援の充実	 ・定着バックアップ事業の実施 ・障害者職業センターのジョブ・コーチ支援の活用 ・障害者職業センター及び就業・生活支援センターと連携した包括的な支援体制の整備		発達障がい者総合支援センター・関係機関
○企業の理解促進	 ・労働関係部局と連携した発達凸凹出前講座や情報交換会の実施 ・発達障がい者等の理解促進のための企業セミナー「はたらくサポートプロジェクト」の実施（再掲）		発達障がい者総合支援センター・総合教育センター・関係機関

③社会参加に向けた支援

現状と課題

- ・人間関係を構築することが苦手な発達障がいのある人は、友人関係や余暇活動を求めているにも関わらず、課題や困難を抱えていることも多く、余暇支援の一環及び社会的スキルの習得機会としても、当事者同士の交流の場や居場所の確保が求められています。
- ・家族から寄せられる相談の多くは、不適応行動への対応やひきこもり状態の改善ですが、当事者自身が問題意識を持たない場合や、相談を拒否することもあります。接し方や対応に苦慮し疲弊している家族に対して、障がいについての正しい知識や接し方のスキルを身につけることができるよう支援が必要です。
- ・発達障がいの特性から二次障がいを引き起こしている場合や、住まいの問題や経済的な課題から自立が進まないことも多く、複雑で対応が困難なケースほど、行政・医療機関・相談支援事業所など関係機関の連携による地域包括ケアが重要です。
- ・相談に繋がっていない潜在的なひきこもり状態の人も多いためと考えられ、市町村や保健所はもとより、地域包括支援センターや民生委員等に幅広く啓発活動を行い、壮年期・高齢期の方も含めて地域の現状及び課題を把握することも発達障がい者支援において重要な要素です。

施策の方向・具体的取組み

概要	平成27・28年度	平成29・30年度	部局
<p>○当事者，家族への支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者の交流の場の確保 <p>・家族のこころの安定の場づくり</p> <p>・地域包括支援センター，介護支援専門員協会等との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者 グループへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会貢献に向けたモデル事業の検討・実施 ・家族心理教室の実施（再掲） ・相談支援事業所等と連携した包括的な支援 ・発達の凸凹のある高齢者対策として，ケアマネジャー対象の研修会等の開催 	<p>発達障がい者総合支援センター・関係機関</p> <p>発達障がい者総合支援センター・長寿いきがい課・関係機関</p>
<p>○ひきこもりへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の情報提供及び啓発促進 ・自立支援協議会等における情報共有，市町村や医療機関等と連携したセーフティネットの構築 <p>・生活リズムをつけるきっかけづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者総合支援センターの当事者グループ「ひととき」と精神保健福祉センター「きのぼり」との連携 ・ アウトリーチの拡大に向けた「ひきこもりサポーター」養成研修の実施 ・ 子ども・若者支援や生活困窮者支援等の関係機関と連携した「ひきこもり対策連携会議」の活動強化 ・ ワークサンプルを活用したFA（フリーアクティビティ）（※14）の実施 	<p>健康増進課 ・保健所・精神保健福祉センター ・発達障がい者総合支援センター ・関係機関</p>

※14 FA（フリーアクティビティ）：ひきこもりや昼夜逆転の生活からの脱却，生活リズムの回復等を目的とした作業体験などの就労準備活動

徳島県発達障がい者支援体制整備検討委員会委員名簿

区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
医 療 福 祉	徳島赤十字ひのみね総合療育センター顧問	橋 本 俊 顕	会 長
	徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子	
	徳島県精神科病院協会会長	櫻 木 章 司	
大 学	鳴門教育大学大学院教授	大 谷 博 俊	
	徳島大学大学院教授	奥 田 紀 久 子	
	四国大学准教授	前 田 宏 治	
	徳島文理大学教授	島 治 伸	
親 の 会	徳島県自閉症協会副会長	中 山 け い 子	
児童発達支援センター	ねむのき園長	山 田 節 子	
県民環境部	中央こども女性相談センター所長	左 倉 昇	
保健福祉部	精神保健福祉センター所長	石 元 康 仁	副会長
労 働 部 局	徳島労働局職業安定部職業対策課長	岩 崎 公 男	
	徳島障害者職業センター所長	加 藤 有 騎	
	愛育会地域生活総合支援センター所長	堤 美 代 子	
教 育 委 員 会	徳島市助任幼稚園長	宮 武 恵 子	
	大松小学校長	長 澤 秀 美	
	徳島中学校長	坂 東 笑 子	
	那賀高等学校長	佐 々 木 尊	
	国府支援学校長	飯 田 ひ と み	
保 育 所	羽ノ浦すみれ保育所長	岩 浅 豊 実	
保健所長会	徳島保健所長	大 木 元 繁	
市 長 会	徳島市保健センター 所長補佐	金 磯 和 美	
町 村 会	北島町民生児童課長	中 谷 佐 多 子	

【資料3】

徳島県発達障がい者総合支援プラン（素案）に係るパブリックコメント回答

「徳島県発達障がい者総合支援プランの素案」に対するオープンとくしま・パブリックコメントを実施した結果、4名の方から7件の御意見が寄せられました。寄せられた御意見に対する徳島県の考え方は、次のとおりです。

意見募集期間 平成27年12月22日（火）～平成28年1月22日（金）まで

御意見の趣旨	県の考え方
<p>プランの基本方針に「社会の理解を広める」とあるが、現状では「発達障がい」がどういったものか知らない人が多いと思うので、正しい理解の促進のための取組を特に積極的に行っていただきたい。</p>	<p>県では、県民の皆様を対象とした発達障がいに関する講演会や、世界自閉症啓発デー等における各種啓発活動に加え、事業所等に対する機関コンサルテーションを実施しているところです。今後は、プランにありますように、「発達凸凹講座」の実施や、発達障がいに関する情報発信の充実を通じて、障がいのある人もない人も、個性を尊重しあい支え合う社会となるよう、正しい理解促進のための取組みを積極的に進めます。</p>
<p>児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所のスタッフが、発達障害についての知識や障害児への対応技術をさらに高めていく必要があるので、スキルアップのための事業の充実を図ってほしい。</p>	<p>現在、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の方などを対象に「発達障がい児支援専門員養成研修」を実施しています。プランに「事例検討を中心とした支援従事者研修の充実」を位置づけていますように、今後とも地域の支援者のスキルアップが図られるよう研修の充実を図ります。</p>
<p>発達障がい者総合支援センターの整備、平成27年には西部の支援拠点としてアイリスの整備が行われるなど、本県の支援体制が着実に整備されてきている。素案は、ライフステージに応じたきめ細やかな支援プランとなっていると思う。市町村や関係機関としっかりと連携し、発達障がい者及びその家族への支援が県下全域でさらに強化されるようにしていただきたい。</p>	<p>平成24年度の小松島市での「発達障がい者総合支援センター ハナミズキ」のオープンに加え、平成27年度に美馬市に新たな拠点として、「発達障がい者総合支援センター アイリス」を開設しました。今後とも、県下全域を視野に入れ、関係機関との連携により、福祉、教育、医療、就労の四位一体での総合的な支援力の向上を図りながら、プランに盛り込んだライフステージに応じた支援施策をしっかりと進めます。</p>

御意見の趣旨	県の考え方
<p>発達障害児にとって最も身近な存在である親が、発達障害について正しい知識も持ち、子どもの特性に応じた育て方を身につけることが非常に大切なので、保護者支援プログラムを広めていっていただきたい。</p>	<p>現在、ハナミズキにおいて実施している保護者支援について、今後、プランにありますように、児童発達支援センター等と連携した官民協働による「ペアレントトレーニング」を実施することとしており、保護者の方が身近な地域で必要な知識・技法を学ぶことができる場を拡大していきたいと考えています。</p>
<p>発達障害に関する一般的な啓発とあわせて、専門機関の支援者が現場で実際のケースにしっかりと対処できるように、実践力向上のための研修を増やしていただきたい。</p>	<p>県民の皆様を対象とした発達障がいに関する講演会や啓発イベントを継続して実施するとともに、関係機関の支援者の現場における対応スキルの向上を図るため、プランにもありますように、演習形式による研修会の充実などを図ります。</p>
<p>自閉症者が、乗車していた路線バスから降ろされ、しばらく行方が分からなくなるといった事例がいくつか発生しており、車内で声を出すなど、他の乗客に迷惑をかけたことによるものと推測されますが、知らない所で降車してしまうと、どうしてよいか分からず、事件・事故につながるおそれもある。公共交通機関関係者や警察関係者を対象にした自閉症の特性についての研修を積極的に行うなど、きめ細やかな啓発を進めていただきたい。</p>	<p>県では、県民の皆様を対象とした発達障がいに関する講演会や各種啓発活動に加え、事業所等に対する機関コンサルテーションを実施していますが、十分に浸透していない面もあります。今後、公共交通機関や警察の関係者も含め、様々な機関を対象に、プランにあります「発達凸凹講座」を実施するなど、発達障がい者（児）が安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、正しい理解促進のための取組みを積極的に進めます。</p>
<p>耳鼻科、眼科、外科等での診療で、「騒いで見れない」「こんな子は危なくて診れない」と言われ、治療してもらえなかったり、母親が叱られたりすることが、今も起きていて、親は病院に通うことに不安を覚えることがしばしばある。発達障害の子は、決して診れないのではなく、診る方法があるし、保護者に医療機関に見捨てられていないという安心感を持たせてあげることが大切。小児科医以外の医師など、医療関係者への啓発の充実を図っていただきたい。</p>	<p>現在、県医師会と連携し、医療関係者向けの研修を実施しており、プランでも医療関係者との連携の重要性を位置づけているところです。今後とも、発達障がい者（児）が安心して、地域の病院で診察等が受けられるように、医療関係者の理解をより深める取組みの充実を図ります。</p>